

三郷生活保護裁判を支援する会ニュース

団体・個人の参加
お待ちしております！

埼玉県社会保険推進協議会
〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-12-8 自治労連会館内
三郷市社会保険推進協議会
〒341-0032 三郷市谷中397 埼玉土建三郷支部気付

No.9
09年7月7日発行



12,121筆、さいたま地裁へ提出

6月24日の口頭弁論は、42名の傍聴で論は、被告側は第6準備書面を提出しましたが、それについての陳述はありませんでした。原告側は第8準備書面を提出し、損害額の訂正と生活保護費の計算方法についての説明を行ないました。三郷市の記録では第1回の面接は平成17年2月1日としています。それ以前にも相談に行っ



いと原告側は主張していますが、三郷市が相談のあったとする平成17年2月1日時点から平成18年9月25日までの保護費を計算し、請求をしました。生活扶助、教育扶助、住宅扶助、生業扶助を再計算しています。医療扶助については、医療機関への調査が必要なので、次回以降書面で請求する旨が伝えられました。

報告集会 「責任論」から「損害論」へ

弁護団から、これまでの口頭弁論では、責任論、違法についての議論が行なわれてきました。今回から損害論、違法によってどのような損害が生じたかの議論に移ったという報告がありました。受けられるはずだったのに受けられなかった生活保護費についての損害額については訴状でも具体的に記述していますが、生活保護費は厚労省の告示や通達によって細かく変えられ、複雑な基準があつてわかりにくい。そのため、改めて算定し直し、医療扶助（亡くなった原告の治療に掛かった医療費）は、高額療養費制度が適用される分の算定や、保険内、保険外の計算などで時間が掛かるため、次回に報告するということでした。原告側としては、責任論については既に充分主張を尽くしてきたという立場で、今後は損害論の議論に入っていくということです。

さいたま地裁へ12,121筆提出 「公正な審理と判決を求める」署名

第2弾の署名提出

6月24日、支援する会は、「憲法で保障された生存権を守り生かすため公正な審理と判決を求める要請書」

署名は、埼玉社保協のホームページhttp://www.shahokyo.org/か

を、昨年9月に一万筆を提出したのに引き続き、さいたま地裁に12,121筆提出しました。

らのアクセスや各種集会、団体を通じて全国から幅広く集まっています。引き続き、結審まで署名を集めていきますので、ご協力をお願い致します。

第9回口頭弁論 損害額の再計算

第9回口頭弁論は、42名の傍聴で論は、被告側は第6準備書面を提出しましたが、それについての陳述はありませんでした。原告側は第8準備書面を提出し、損害額の訂正と生活保護費の計算方法についての説明を行ないました。三郷市の記録では第1回の面接は平成17年2月1日としています。それ以前にも相談に行っ

5月8日の進行協議

今回の口頭弁論に先立ち、5月8日に進行協議期日が設けられました。その際、裁判所は被告に対して求釈明書を出して3つの点について釈明を求めました。

第一に、被告は平成17年2月の第一回相談



弁護士会館での裁判報告会

の段階で原告からの生活保護申請はなかったとしているが、申請行為があったとして原告は要保護状態にあったのかを明らかにすることを求めました。これまで、被告は申請行為がなかったから答える必要はないとしてきましたが、裁判所は答えるべきだと指導して

います。

第二に、原告の転居に当たって被告は転居先の葛飾区に対して通知を行ないませんでした。その際に原告が自立すると述べたとしても、それが生活保護を打ち切つてよいとする根拠をはっきりさせるように求めました。合わせて、原告の自立する意志の根拠についても含めて示すように求めました。

第三に、生活保護の相談に当たって被告が義務を果たしていないと原告側が主張していることについて、相談の際の制度の説明を行なう義務、申請の意志を確認する義務、申請を支援する義務について明らかにするように求めました。

こうした裁判所の求めに対して、被告は第6準備書面を提出しましたが、相変わらず相談の際には申請はなかつ

たので要保護状態については調査していない、知らないという主張です。被告側の主張は求釈明とかみ合わないままです。



本日の進行協議と今後の裁判進行

本日の進行協議では、原告側が各面接の場面で、のやり取りでの違法性を具体的に主張するという点と、損害論についての補足を行なうことが確認されたことと報告がありました。次回以降、被告が申請がなかったとする面接時のやり取りが明らかになることで、原告

の申請があったことや要保護状態であったことが明らかになっています。また、医療扶助額が確認でき、全体の損害額が見えてくるものです。

会場の質疑応答

問い 裁判所は被告の回答が今回の第6準備書面の内容で充分だとしているのか

答え 裁判所は被告側からこれ以上の主張は出てこないと判断し、立証は原告側で行なうて裁判を進行させていくことになった。

問い 三郷市は窓口で生活保護の申請書を置

いていないのか。
答え 申請書はおい

生健会の方の発言

三郷市の生活と健康を守る会が再三求めているが、窓口で申請書はおかれていません。運動と議会と裁判の3つの力により、三郷市の窓口対応は良くなつてきています。もちろん、それでもこの裁判に勝たなければと決意表明。

問い 今回の生活保護支給基準の見直しは被告側からの指摘が行なつたのか

答え 原告側の主体的な立証としての見直しである。

第十回口頭弁論と宣伝の日程

日時：〇九年九月二六日(水)

午前十時〇〇分〜十時三〇分

傍聴の抽選は、九時三〇分です。

場所：さいたま地方裁判所二〇一法廷

*弁護士会が裁判終了後

埼玉弁護士会館二階で開催されます。

★当日、浦和駅西口宣伝をおこないます。

*時間は午前八時〜午前九時